

## チリにおける意匠制度の 概要



Rodrigo Marré  
Grez  
(弁護士)



Virgilio Topasio  
Maluk  
(弁護士)

Mackenna, Irarrázaval, Cuchacovich & Paz

Mackenna, Irarrázaval, Cuchacovich & Paz は知財分野だけでなく、技術開発、事業コンサルなどを含めたマルチなサービス分野に精通する法律事務所である。弁護士 Marré 氏は Mackenna, Irarrázaval, Cuchacovich & Paz の知財部門のリーダーである。INTA の選考委員会メンバーであり、大学で知財問題の講師を務めている。弁護士 Topasio 氏は技術移転局で知財関連業務に従事し、様々な技術開発プロジェクトを経て、現在に至る。Marré 氏と同様に、大学講師を務めており、国際商標協会(INTA)の非伝統的商標委員会のメンバーでもある。

チリにおける意匠権は、「産業財産に関する法律第 19,039 号」（以下「産業財産法」と称する）および同法施行規則によって規制されている。本論においては、産業財産法によって保護される意匠権について要約して説明する。

現在、チリ連邦議会では産業財産に関する新法（以下「新法」と称する）に関する法案の審議が行われており、新法によって意匠権の保護や、その登録に関する規則が改正される可能性がある。

### 1. 意匠権の定義および分類

チリ意匠制度の独自性を垣間見ることができる点は、工業図案と工業意匠が区別されているという点である。前者が平面的な形状を指すのに対し、後者は立体的な形状を指している。

#### 工業図案

産業財産法第 62 条の第 2 段落は、工業図案を次のように定義している。「図形、線もしくは色彩のあらゆる配置、集合または組合せであって、工業製品の装飾を目

的として、当該製品に新規な外観を与えるために、平面図もしくは線図上で展開されたもの」。

### 工業意匠

産業財産法第62条の第1段落は、工業意匠を以下のように定義している。「彩色の有無を問わず、三次元の形態および工業製品もしくは手工業製品であって、それと同様の他の製品を製造するための型として使用され、その形態、幾何学的形状もしくは装飾または以上の組合せによって、類似品から区別され、それらの特徴によって、結果的に新規の特徴が生じるような態様で視覚的に認識しうる特別な外観が与えられているもの」。

意匠権の様態としての図案と工業意匠を区別しているため、ある形状の意匠登録出願をする際には、両者を正確に分類しなければならないことが重要である。ある工業意匠を図案として出願した場合、またはその逆の場合、チリ国立工業所有権庁（スペイン語の略称では「INAPI」）が拒絶理由通知を発行する可能性があり、それにより登録プロセスに不必要な遅滞が生じることがある。

上述の点並びにその他の若干の相違点以外、工業図案と工業意匠には同じ手続規則が適用され、登録が認められた場合には同じ効果が発生する。だが、新法により上記の区別は撤廃されるかもしれないことを申し添える。

## 2. 意匠権の要件

チリ産業財産法によれば、意匠権は新規なものであれば保護されうる。それと同時に、ある意匠が既知の意匠もしくは既知の意匠の特徴の組合せと著しく異なっている場合、その意匠は新規であると規定している。

チリ産業財産法によれば、「工業意匠の新規性の判断にあたっては、他の知的財産権すなわち商標、著作権、実用新案等の一部を構成している図案、意匠もしくは図形も先行技術と見なされる」と規定している。

加えて、意匠の外観が完全に技術的もしくは機能的な理由で形成されたものであって、意匠創作者の創作的な要素が加えられていない場合、そのような意匠を意匠権として登録することはできないとチリ産業財産法が規定しているという点を強調しておくことが重要である。

### 3. 意匠権の保護

意匠権は、出願日から起算して10年の保護期間が与えられ、その更新は認められない。

この期間を通じて、意匠権者は製品その他の発明の主題の製造、販売もしくは市場提供を行い、かつ、当該意匠を商業的その他の方法で利用する排他的な権利を有する。

上記の保護期間は新法によって変更される可能性があり、さらに5年の期間にわたって登録を更新する機会が与えられるかもしれない。

### 4. 意匠出願の要件

意匠出願には、少なくとも、願書、意匠明細書、その図面および手数料納付領収書を提出しなければならない。

意匠明細書には、意匠を構成する個々の要素につき、その幾何学的特徴が記述され、それら特徴に関係する比率もしくは寸法（具体的な単位は表記しなくてよい）が記載されなければならない。上述は、第三者が明細書の記述を読んだだけで当該意匠のイメージを再構築することを可能にするものでなければならない。

図面は、明細書に示されていたものと同じの比率もしくは寸法で正確に示されていないと認められる場合、図面と明細書の記述とが相違していると専門家が認定した場合

合、その専門家は、図面および明細書中の記述を修正するよう要請することになるだろう。

さらに、上記以外に追加文書が要求されることがある。たとえば、出願人が代理人を通じて出願行為を行っている場合、委任状の提出が併せて要求されるし、出願人と意匠創作者とが異なる場合、願書とともに権利譲渡証書を提出することになる。さらに、出願人が優先権を主張する場合、優先権書類を添える必要がある。

#### 5. 単一出願

チリにおいては、1件の出願に含まれる意匠は1意匠のみでなければならない。したがって、出願人が酒瓶の意匠とそのカバーの意匠を1件の出願に含めた場合、INAPIは拒絶理由通知を発行し、分割指令を発行することになるだろう。以上に示した規則は、新法によって変更される可能性がある。

#### 6. 意匠権付与のプロセス

現行法によれば、意匠権取得のためのプロセスは発明特許付与のプロセスと同じである。

特許付与のプロセスは、願書に必要な追加文書を添えて提出することから始まる。願書が提出されると、INAPIは予備審査を実施して、必要な文書および基礎情報がすべて添付されているか否かを確認する。

必要文書もしくは基礎情報が欠けていた場合、INAPIは出願人に対し正式な拒絶理由通知を発行し、法定要件の順守を促すことになる。

出願が受理された場合、出願人は願書の摘要を「官報」上で公開するものとする。意匠出願公報が公開から45日間は、第三者による異議申立が認められる。

上記の異議申立期間が満了した段階で、INAPI は専門家報告(expert opinion)の料金納付を要求する通知を発行する。この料金が支払われると、専門家は最初の専門家報告書を発行する。出願人ならびに(異議申立人がいる場合には)異議申立人は、報告書の発行日から60日以内に当該報告書に対する答弁書を提出しなければならない。その後、専門家は答弁書を審査し、2度目の専門家報告書を発行する。

最終的に、INAPI が判例を分析し、当該出願を認可もしくは拒絶する決定を発行する。

上述した手続は、新法によって改正される可能性がある。最も重要な改正の可能性は、工業意匠の特許は専門家が予備審査を実施した後ただちに付与されることになるという点である。工業意匠権が付与された後、意匠権者は「産業財産公報」により工業意匠の摘要を公開するものとする。その公開以降、第三者は登録取消訴訟を提起する機会を得ることになる。

## 7. 意匠出願、審査および付与に伴う費用

意匠出願の登録を取得するために出願人が負担する費用には様々なものがある。出願人は、出願に伴う庁費用、公開費用、専門家報告書に関する料金、意匠権維持年金を負担しなければならない。

意匠出願、意匠権の付与および10年間の登録維持に伴う庁費用は、米ドル建てでおよそ380ドル相当となる。

官報上での公開費用は、その掲載期間によって異なってくる。参考のために記せば、公開費用は米ドル建てで20~60ドル程度である。意匠出願を審査する専門家料金は、米ドル建てでおよそ750ドル相当となる。

新法によって、公開費用は（出願）庁費用に含まれる可能性がある。第三者が意匠登録に対して取消訴訟を提起する場合、その者は専門家報告書の料金を支払わなければならない。

## 8. 結論

チリ意匠制度は複雑であるが、発明特許に関する規則が適用されるため、次第に進化しつつあり、将来的には簡素化され、権利者による利用を促進するようなシステムに成長するものと思われる。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)